
プロジェクト 収益認識に関する会計基準の開発**項目 第 379 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 379 回企業会計基準委員会（2018 年 2 月 22 日）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案**（質問 1：開発にあたっての基本的な方針に関する質問）**

2. 開示要求も含め、基準を早期に最終化されたいとのコメントの趣旨について確認したうえで、コメントへの対応案の記載を見直すことが考えられる。

代替的な取扱いに関する検討**（電気事業及びガス事業における検針日基準）**

3. 新基準において、基本的には、収益を見積計上することが原則であり、例外的な処理を認めるべきではないと考えられる。ただし、その見積りが実績と比較できず、見積りの合理性や精度を検証できない状態で、当該見積りを財務諸表に反映することは問題であると考えられ、また将来的には精度の高い見積りができる状況になる可能性があることを考慮して、業種は特定せずに収益の見積りが極めて困難な場合に限定して、検針日基準を代替的な取扱いとして認めることが考えられるのではないかと。
4. 見積りの困難さを企業が監査人と検討することとなる要件を定め、検針日基準を認めることが考えられるのではないかと。
5. 電気料金等については、需要量の見積りの問題もあるが、需要量や時間帯等に応じて事後的に単価が決定されるという特性があり、見積りが困難であると考えられることから、検針日基準について、見積りが極めて困難であることを要件として認める場合でも、電気やガス以外の類似の取引に無制限に検針日基準が適用されることはないのではないかと。
6. 我が国においては、可能な限り原則的な収益認識に近似するような検針実務が行われており、収益認識のずれも半月程度であることを踏まえると、検針日基準を適用

しても国内においては比較可能性が確保できると考えられる。原則的な見積計上を行う場合には、大規模なシステム変更等が必要となる可能性がある一方で、検針日基準に基づく情報に比して有用性の向上は限定的であると考えられるため、検針日基準について、代替的な取扱いを認めることが考えられる。

7. 見積りについて、実績との比較による検証ができない場合、見積りの合理性のみならず、見積り方法の変更の影響やその妥当性についても確認することができないため、監査上の困難が生じると考えられる。
8. 検針日基準を認めること自体に反対するものではないが、見積りが困難であることを理由として強調しすぎると、今後の基準開発において、影響が生じる可能性があるのではないか。検針日基準は新基準における部分的な議論であり、また関係者の納得感を得るために、このような取扱いについて、別のかたちで公開草案として市場関係者に問いかけることも考えられるのではないか。
9. 仮に検針日基準を認めた場合、新基準について国際的な比較可能性が確保されていないとみなされる可能性があることや、我が国における他の業種の納得感が得られず、例外的な取扱いの追加的な要望を受けることが懸念されるため、可能な限り例外的な取扱いは認めないことがよいのではないか。

以 上